

会長の時間 第9回 善行とは？ 奉仕との関連で

日出ロータリークラブ

会長 加賀山 茂

はじめに

これまでの会長の時間で、私は、ロータリークラブの基本的な理念について、「四つのテスト」の意味(第1回)、「ロータリーの目的」の意味(第2回)、「五大奉仕部門」(第3回)、「公平とは何か」についてタクシーの相乗りの場合の料金の公平な負担について検討させていただき(第5回)、「微笑みを微笑みで返す」とか「いただいたら、お返しする」とかという共感脳の抱える「やられたら、やり返す」というジレンマについて(第6回)、偽りの親睦と四つのテストの関係(第7回)、新型コロナウイルス感染症対策(第8回)について話しました。そして、いずれの回においても、本年度のRI会長

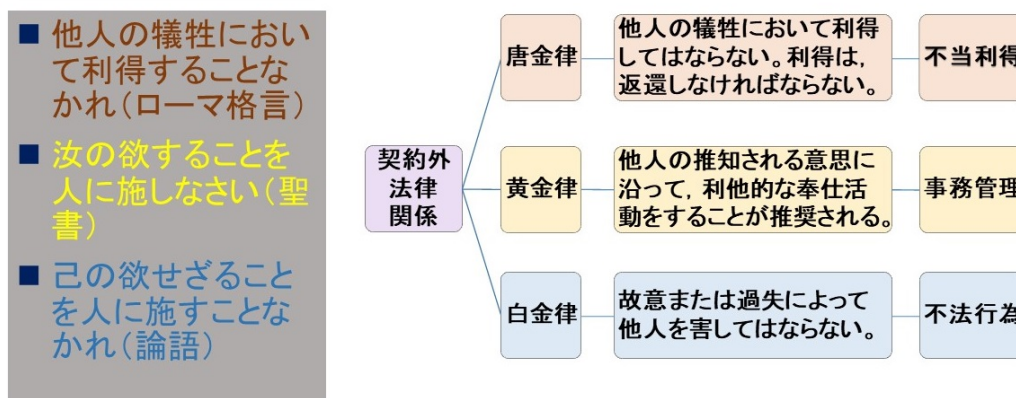


(Holger Knaack 氏) のテーマである「ロータリーは機会の扉を開く」を活用させていただき、3つの扉の色に即して、**赤い扉**は、「親睦(和らぎ睦び)」として、**黄色の扉**は、「職業倫理の向上」として、**青の扉**は、「次世代への奉仕活動の実践」として整理させていただきました。

今回は、日出ロータリークラブが毎年行っている善行褒章の前提となる善行とは何かについて話したいと思います。

1. 三大道徳律とは何か？

三大道徳律とは、黄金律、白金律、唐金律のことをいいます。それぞれの道徳律を図示すると以下ようになります(今回も、RI会長の「三つの扉」に倣った図にしています)。



このうちで、黄金律(他者への貢献:利他的な奉仕活動)を実践する人や児童が、善行褒章に値するとされてきたように思います。

2. 聖書の言葉（黄金律）

奉仕の精神は、世界で現在一番信者が多いとされるキリスト教の精神（他者への貢献：Do for others）によるところが大きいといわれています。

そこで、奉仕の精神である「人にしてもらいたいと思うことをしなさい」という個所を聖書に照らして示すことにします。

(1) 求めよ、さらば与えられん（マタイによる福音書7章12節）

7:7 求めなさい。そうすれば、与えられる。探しなさい。そうすれば、見つかる。門をたたきなさい。そうすれば、開かれる。

7:8 だれでも、求める者は受け、探す者は見つけ、門をたたく者には開かれる。

7:9 あなたがたのだれが、パンを欲しがる自分の子供に、石を与えるだろうか。

7:10 魚を欲しがるのに、蛇を与えるだろうか。

7:11 このように、あなたがたは悪い者でありながらも、自分の子供には良い物を与えることを知っている。まして、あなたがたの天の父は、求める者に良い物をくださるにちがいない。

7:12 だから、人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい。

(2) 汝の敵を愛せよ（ルカによる福音書6章31節）

6:27 聞いているあなたがたにわたしは言う。あなたがたの敵を愛しなさい。あなたがたを憎む人たちに善を行ないなさい。

6:28 あなたがたをのろう人たちを祝福しなさい。あなたがたをののしる人たちのために祈りなさい。

6:29 あなたの頬を打つ者には、他の頬をも向けてやりなさい。あなたの上着を奪い取る者には、下着をも拒んではいけない。

6:30 すべてあなたに求める者には与えなさい。あなたの物を取り上げる者から、返してもらおうとしてはいけない。

6:31 自分にしてもらいたいと思うことを、人に対しても行ないなさい。

3. 聖書の言葉の解釈

聖書の個所を読んで、皆さんはどう思われましたか？

第1の「パンを欲しがる自分の子供に、石を与えるのではなく、パンを与えなさい」というのはよくわかると思います。

しかし、第2の「あなたの頬を打つ者には、他の頬をも向けて」やれといわれても困りませんか？「あなたの上着を奪い取る者には、下着をも拒んではいけない」と言われてもねえ。そもそも、これって、「自分の望むこと」じゃないですよ。ね。「自分が望むこと」ではなく、「他人が望むこと」ならわかりますが…。

そういうわけなので、他者への貢献とか、奉仕の精神というのは、そう簡単な話ではないことが理解されたと思います。

私は、聖書の言葉である(1)マタイによる福音書7章12節（求めよさらば与えられん）と(2)ルカによる福音書6章31節（汝の敵を愛せよ）とを矛盾なく解釈しようとするのであれば、「汝の欲することを他人にも施せ」という聖書の言葉の意味は、「他人の立場に立った上で、他人の立場に立った自分(他人)が他人（自分）にしてもらいたいことをせよ」という意味であると解釈しています。

日本の法律では、民法の事務管理という規定（民法697条）が、自発的に他人のためになることをする場合の基準を定めています。詳しくは、次回に説明しますが、条文は以下の通りです。

民法 第697条（事務管理）

①義務なく他人のために事務の管理を始めた者（管理者）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（事務管理）をしなければならない。

②管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

この規定の特徴は、第2項の特別規定が優先し、奉仕活動（善行）を行うためには、相手方（本人）の意思、又は、推知しうる意思が何よりも尊重しなければならないという点です。そして、もしも、本人の意思が推知できないときに限って、本人の最も利益に適合する方法によって善行をしなければならないとしている点（第1に本人の意思、第2に、本人の最大利益）にあります。

この条文は、民法の規定の中でも、最も重要な規定です。それにもかかわらず、法学部の講義では、ほとんど説明されてきませんでした（不当利得と不法行為の説明で時間切れ）。ですから、この規定の意味を十分に理解しておく、法学部出身者よりも法律に詳しくなることができます。そういうわけですので、次回のこの条文の詳しい説明をご期待ください。

4. 結論と課題

日出ロータリークラブが毎年児童に対して行っている善行褒章における善行とは、三大道徳律における黄金律（利他的な奉仕活動）を実行していることと結論づけることができると考えられます。

それでは、その黄金律は、日本の法律では、どのように規定されているのでしょうか。そして、その規定によると、善行褒章の評価基準はどのように考えられるのでしょうか。今回は、善行褒章の評価基準について、お話ししたいと思います。